

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

|             |   |
|-------------|---|
| 路<br>線<br>名 | さいたま東村山線  |
| 供用開始の区間     | 新座市野火止四丁目七七三番四三地先から同市野火止三丁目二三〇二番一地先まで<br>(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)      |
| 供用開始の期日     | 平成三十年十一月十六日   |
| 備<br>考      | 平成二十一年十二月四日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。<br>延長八二・六六メートル |